

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成29年4月20日（平成29年（行情）諮問第146号）

答申日：平成29年7月28日（平成29年度（行情）答申第166号）

事件名：「国家安全保障会議 議事の記録【四大臣会合】」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書36ないし文書68の33文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月26日付け閣安保第778号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 審査請求人は、平成28年10月21日付けで、処分庁に対し、法に基づき本件請求文書の開示請求をした。

イ 処分庁は、平成28年12月26日付けで、原処分を行った。

ウ 本件審査請求で争う処分の理由については、記載がなかった。

エ 処分庁が、本件開示請求に対する決定で不開示とした部分は、四大臣会合及び九大臣会合の定期的な開催場所、公にしていない議題、会議の議事内容の記載部分である。これらについては、すでに情報公開・個人情報保護審査会において答申で不開示妥当と判断されており、殊更ここで争う意味はないので、本件審査請求の対象とはしていない。

原処分においては不開示情報としての特定及び理由が示されていないが、別紙に掲げる文書36ないし文書68の「国家安全保障会議（四大臣会合及び九大臣会合）議事の記録」の右上の部分（以下「本件右上部分」という。）が不開示となっている。この部分は、不開示決定を通知上行っていないものであり、開示されていなければならない。

オ 以上のとおり、原処分は法の解釈、運用を誤ったものである。よっ

て、その取消しを求めるため、審査請求を行った。

(2) 意見書

諮問庁は、不開示部分には「『議事の記録』の右上の部分」も包括されていると主張し、その理由を、「公にした場合には、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察され、国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれがあるため、国の安全が害されるおそれ他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益を被るおそれがある」として、法5条3号及び5号に該当すると主張している。

諮問庁の不開示理由によると、「我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察される」情報が含まれ、諸々の支障が生ずるとしており、「『議事の記録』の右上の部分」には、そのような情報が記載されているものと理解される。しかし、本件右上部分に、「我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等」の分かる情報が記載されているとは到底考えられず、こうした情報は、主に議事の記録の本文に記載されているものである。

したがって、漫然と議事の記録の内容と、議事の記録の本文以外のものを一緒にして「我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等」に関する情報であるとするのは、不開示とすべき根拠に欠けるものであり、また、そのような情報が含まれていることの外形的説明もしておらず、諮問庁のいう理由は当たらないばかりか、不開示情報に該当する部分であることも明確にされていない。

以上のことから、「『議事の記録』の右上の部分」については不開示情報として特定しているとはいえ、仮に特定されているとしても、不開示とすべき情報に該当するか否かについて外形的な説明もしておらず、法5条3号及び5号には該当しない。よって、原処分は取り消されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「平成27年中に開催された国家安全保障会議の議事内容を記録したもの」との行政文書開示請求に対して、処分庁において、法9条1項に基づき別紙に掲げる文書1ないし文書68（以下、併せて「本件文書」という。）を特定し、原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象文書の不開示とした部分の一部について不開示決定を通知上行っていないことから、開示されていなければならない旨を主張しているものである。

2 本件文書について

本件文書は、「平成27年中に開催された国家安全保障会議の議事内容

を記録」した文書である。

3 審査請求人の主張及び原処分の妥当性について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、本件右上部分について「不開示決定を通知上行っていない」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、原処分の「3 不開示とした部分とその理由（４）」で「『2.』以外の不開示とした部分」を不開示とする旨の記載をしていることから、本件右上部分も包括されている。

以上のことから、審査請求人の主張する「不開示決定を通知上行っていない」とは認められず、「『2.』以外の不開示とした部分」は、これらを公にした場合には、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察され、国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれがあるため、国の安全が害されるおそれ他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益を被るおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため、原処分は妥当である。

4 結語

以上のとおり、本件開示請求に対して、法9条1項に基づき本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、「不開示決定を通知上行っていない」とは認められず、本件右上部分は法5条3号及び5号に該当するため、原処分は妥当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年4月20日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月12日 | 審議 |
| ④ 同年6月12日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年7月10日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求及び本件審査請求について

本件開示請求は、「平成27年中に開催された国家安全保障会議の議事内容を記録したもの」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件文書として別紙に掲げる68文書を特定し、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とされた部分のうち、四大臣会合及び九大臣会合の定期的な開催場所、公にしていない議題、会議の議事内容の記載部分の不開示情報該当性は争わないとしている。

審査請求人は、本件対象文書の本件右上部分については、行政文書開示

等決定通知書（平成28年12月26日付け閣安保第778号）（以下「本件通知書」という。）において、不開示とした部分に含まれていないので開示されなければならない旨主張しているところ、原処分の取消しを求めているのではなく、原処分とは異なる内容の開示の実施がなされている旨の主張をしているようにも見える。

しかし、審査請求人は、審査請求書の末尾において、原処分の取消しを求めるために審査請求を行った旨を述べているので、本件右上部分の不開示情報該当性が争われているものとみなして本件対象文書の見分結果に基づき検討することとし、また、その検討の前提として、本件右上部分が原処分で不開示とされた部分に含まれているかについても、検討する。

- 2 本件右上部分が原処分で不開示とされた部分に含まれているかについて
 - (1) 審査請求人は、原処分において不開示とされた本件右上部分について、本件通知書では不開示とされた部分として記載されていないことから、本件右上部分は開示されなければならない旨主張する。
 - (2) 本件右上部分の記載内容について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。
 - ア 本件右上部分には、国家安全保障会議の議事の記録（本件対象文書）の取扱区分等が記載されている。
 - イ 当該部分は、これを公にすることにより、国家安全保障会議の各回の議事内容の秘匿度等が明らかとなり、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察され、国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれがあり、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益を被るおそれがあり、法5条3号及び5号に該当するため、本件通知書の「3 不開示とした部分とその理由」の(4)において、「別紙の36ないし68中の「『2.』以外の不開示とした部分」には「国家安全保障会議における議事内容等」が記載されている旨を明示し、不開示とした理由として上記の内容と同旨の内容を記載した上で、不開示としたものである。
 - ウ したがって、本件右上部分は、原処分で不開示とされた部分に含まれている。
 - (3) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、諮問庁の上記(2)アの説明のとおり、本件右上部分には、本件対象文書の取扱区分等が記載されていることが認められる。本件通知書においては、諮問庁の上記(2)イの説明のとおり、「別紙の36ないし68中の『2.』以外の不開示とした部分」には「国家安全保障会議における議事内容等が記載されている。」旨記載されており、当該部分の不開示理由としては、「これらを公にした場合には、我が国の安全保障上の関心

事項、情報収集能力等が推察され、国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれがあるため、国の安全が害されるおそれ他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある」旨の記載があることが認められる。

したがって、①本件右上部分の記載内容（本件対象文書の取扱区分等）は、「国家安全保障会議における議事内容等」の「等」に含まれると解釈する余地がないとはいえないこと、②本件右上部分は、「別紙の36ないし68中の『2.』以外の不開示とした部分」に含まれると解釈できること、及び③当該部分の不開示理由の記載内容も諮問庁の上記（2）イの本件右上部分の不開示理由の説明と同旨であることを踏まえると、本件右上部分は、原処分で不開示とされた部分に含まれていると認められる。

3 本件右上部分の不開示情報該当性について

(1) 別紙に掲げる文書36ないし文書68（本件対象文書）は、国家安全保障会議（四大臣会合又は九大臣会合）の議事の記録であり、本件右上部分には、当該文書の取扱区分等が記載されている。

(2) 本件右上部分は、これを公にすることにより、国家安全保障会議の各回の議事内容の秘匿度等が明らかとなり、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 付言

上記2において、本件右上部分の記載内容については、「国家安全保障会議の議事内容等」の「等」に含まれると解釈する余地がないと判断した。

しかし、本件右上部分の記載内容は、上記2の諮問庁の説明のとおり本件対象文書の取扱区分等であって、「国家安全保障会議の議事内容」とは相当程度性格を異にするものであり、本件右上部分を「国家安全保障会議の議事内容等」の「等」に包括にして不開示理由を説明した原処分は、理由提示を必要とする行政手続法8条の趣旨に照らし、適切ではないと考えられる。

処分庁においては、今後の開示請求への対応に当たっては、不開示部分の記載内容についてより明確に記述することにより、適切な対応を行うことが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び5号

に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書 1 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年1月9日）
- 文書 2 国家安全保障会議の開催について【九大臣会合】（平成27年1月9日）
- 文書 3 国家安全保障会議の開催について【九大臣会合】（平成27年1月14日）
- 文書 4 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年1月23日）
- 文書 5 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年2月1日）
- 文書 6 国家安全保障会議の開催について【九大臣会合】（平成27年2月10日）
- 文書 7 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年2月18日）
- 文書 8 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年2月26日）
- 文書 9 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年3月12日）
- 文書 10 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年3月26日）
- 文書 11 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年4月10日）
- 文書 12 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年4月24日）
- 文書 13 国家安全保障会議の開催について【九大臣会合】（平成27年5月14日）
- 文書 14 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年5月18日）
- 文書 15 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年5月28日）
- 文書 16 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年6月11日）
- 文書 17 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年6月26日）
- 文書 18 国家安全保障会議の開催について【九大臣会合】（平成27年7月7日）

- 文書 19 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年7月7日）
- 文書 20 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年7月23日）
- 文書 21 国家安全保障会議の開催について【九大臣会合】（平成27年8月7日）
- 文書 22 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年8月21日）
- 文書 23 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年9月1日）
- 文書 24 国家安全保障会議の開催について【九大臣会合】（平成27年9月19日）
- 文書 25 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年9月25日）
- 文書 26 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年10月9日）
- 文書 27 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年10月15日）
- 文書 28 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年10月20日）
- 文書 29 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年11月17日）
- 文書 30 国家安全保障会議の開催について【九大臣会合】（平成27年11月24日）
- 文書 31 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年11月26日）
- 文書 32 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年12月3日）
- 文書 33 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成27年12月8日）
- 文書 34 国家安全保障会議の開催について【九大臣会合】（平成27年12月18日）
- 文書 35 国家安全保障会議の開催について【九大臣会合】（平成27年12月24日）
- 文書 36 国家安全保障会議 議事の記録【四大臣会合】（平成27年1月9日）（1枚目）
- 文書 37 国家安全保障会議 議事の記録【九大臣会合】（平成27年1月9日）（1枚目）

文書 3 8	国家安全保障会議	議事の記録【九大臣会合】	(平成 2 7 年 1 月 1 4 日) (1 枚目)
文書 3 9	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 1 月 2 3 日) (1 枚目)
文書 4 0	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 2 月 1 日) (1 枚目)
文書 4 1	国家安全保障会議	議事の記録【九大臣会合】	(平成 2 7 年 2 月 1 0 日) (1 枚目)
文書 4 2	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 2 月 1 8 日) (1 枚目)
文書 4 3	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 2 月 2 6 日) (1 枚目)
文書 4 4	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 3 月 1 2 日) (1 枚目)
文書 4 5	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 3 月 2 6 日) (1 枚目)
文書 4 6	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 4 月 1 0 日) (1 枚目)
文書 4 7	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 4 月 2 4 日) (1 枚目)
文書 4 8	国家安全保障会議	議事の記録【九大臣会合】	(平成 2 7 年 5 月 1 4 日) (1 枚目)
文書 4 9	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 5 月 1 8 日) (1 枚目)
文書 5 0	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 5 月 2 8 日) (1 枚目)
文書 5 1	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 6 月 1 1 日) (1 枚目)
文書 5 2	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 6 月 2 6 日) (1 枚目)
文書 5 3	国家安全保障会議	議事の記録【九大臣会合】	(平成 2 7 年 7 月 7 日) (1 枚目)
文書 5 4	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 7 月 7 日) (1 枚目)
文書 5 5	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 7 月 2 3 日) (1 枚目)
文書 5 6	国家安全保障会議	議事の記録【九大臣会合】	(平成 2 7 年 8 月 7 日) (1 枚目)

文書 5 7	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 8 月 2 1 日) (1 枚目)
文書 5 8	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 9 月 1 日) (1 枚目)
文書 5 9	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 9 月 2 5 日) (1 枚目)
文書 6 0	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 1 0 月 9 日) (1 枚目)
文書 6 1	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 1 0 月 1 5 日) (1 枚目)
文書 6 2	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 1 0 月 2 0 日) (1 枚目)
文書 6 3	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 1 1 月 1 7 日) (1 枚目)
文書 6 4	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日) (1 枚目)
文書 6 5	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 1 2 月 3 日) (1 枚目)
文書 6 6	国家安全保障会議	議事の記録【四大臣会合】	(平成 2 7 年 1 2 月 8 日) (1 枚目)
文書 6 7	国家安全保障会議	議事の記録【九大臣会合】	(平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日) (1 枚目)
文書 6 8	国家安全保障会議	議事の記録【九大臣会合】	(平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日) (1 枚目)